

産業統計部会の審議状況について
(木材統計調査) (報告)

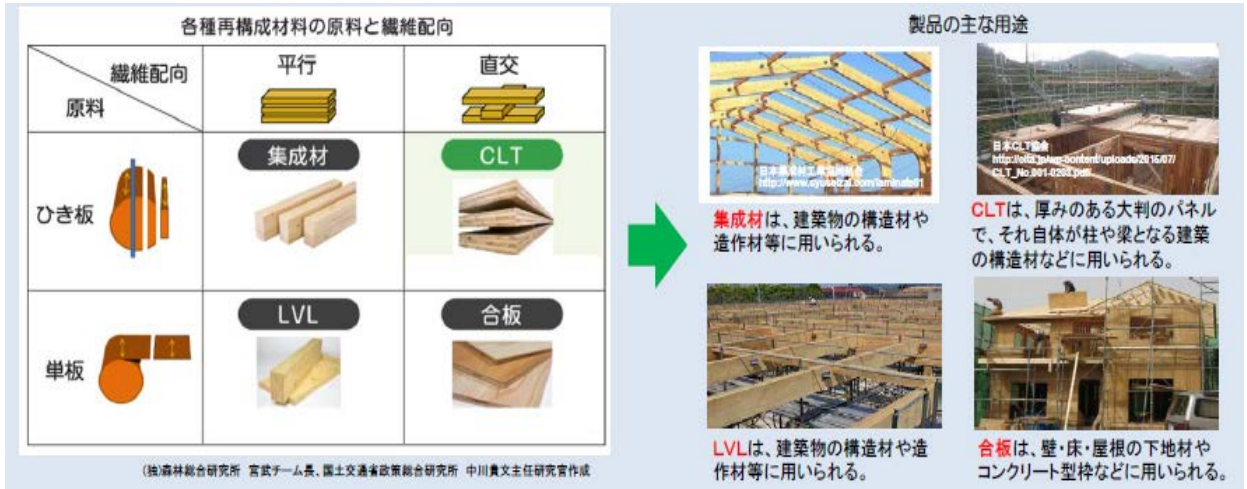
項目	変更内容等	部会 審議 第 1 回	審議の状況
1 計画の変更 (1) 調査対象の範囲	○調査対象の範囲への「集成材製造業」の追加〔基礎調査票〕	●	・ 適当と整理 (CLT、集成材及びLVLは、森林・林業基本計画等において新たな木材需要の創出の中核と位置付けられており、これらの生産実態を把握するため、「集成材製造業」を調査対象の範囲に追加するものであり、新たな行政ニーズに対応する上で必要な情報の把握に寄与) 〔別紙1(3頁)参照〕
(2) 報告を求める者	①標本設計の見直しによる調査対象数の削減〔基礎調査票〕 ※製材品を対象とする調査 変更前：約3,900工場 ⇒変更後：約1,800工場	●	・ 適当と整理 (製材品を対象とする調査については、都道府県別に製材用素材消費量の8割をカバーするよう標本抽出すること等により、調査対象数を削減するものであり、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙2(4頁)参照〕
	②調査対象都道府県の重点化による調査対象数の削減〔製材月別調査票〕 ※変更前：47都道府県・約1,200工場 ⇒変更後：30道県・約500工場	●	・ 適当と整理 (従前の全都道府県を対象とした調査から、木材取扱量が少ない都道府県の調査を廃止し、全国の素材消費量の8割までを占める上位都道府県に重点化すること等により、調査対象数を削減するものであり、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙2(5頁)参照〕
(3) 報告を求める事項	①法人番号の回答欄の追加〔基礎調査票、製材月別調査票及び合単板月別調査票〕	●	・ 適当と整理 (「統計改革の基本方針」などを踏まえた変更であり、政府統計の向上に寄与)
	②CLT、集成材、LVL等の消費量、生産量等を把握する調査事項の追加・変更〔基礎調査票、製材月別調査票及び合単板月別調査票〕	●	・ 適当と整理 (新たな木材需要や国産材の利用拡大といった調査対象品目を取り巻く近年の動向等を踏まえて追加するものであり、新たな行政ニーズに対応する上で必要な情報の把握に寄与) ・ 調査項目の「外材」の表記は「輸入材」が適当との指摘があり、調査実施者は変更する方向 〔参考資料(13頁)参照〕
	③従業者数を把握する調査事項の削除〔基礎調査票〕	●	・ 適当と整理 (工業統計調査において製材工場等の従業者数を詳細に把握しており、利活用面においても当該調査結果で代替可能であるため削除するものであり、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙3(6頁)参照〕

項目	変更内容等	部会 審議	審議の状況
	④素材入荷量等を把握する調査事項における内訳区分欄の削除〔基礎調査票、製材月別調査票及び合単板月別調査票〕 ※南洋材、米材、北洋材等の外材の内訳区分欄の削除等	●	・ 適当と整理 (利活用ニーズの面からも把握する必要性が低下していることから削除するものであり、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減に寄与)
(4) 集計事項	①調査事項の変更等に伴う集計事項の変更・廃止等〔基礎調査票、製材月別調査票及び合単板月別調査票〕	●	・ 適当と整理 (調査事項の変更や利活用ニーズの低下等を踏まえたものであり、政策課題を検討するための有用な情報の提供とともに、その他の利用者ニーズにも対応)
	②森林計画区別集計の廃止〔基礎調査票〕		
2 前回答申における課題への対応状況 ※ 統計審議会答申(平成17年8月)	①月別調査結果が鋳工業生産指数(速報)に反映されるよう公表期日の早期化の検討	●	・ 適当と整理 (前回答申後、公表期日の前倒しを行ったが、両統計の公表スケジュール等の関係から一部の月で反映されていない状況がみられたので、反映拡大を図るため、公表日の1営業日前のデータ提供や実査スケジュール等の見直しを実施) 〔別紙4(7頁)参照〕
	②集成材の生産量等の把握の検討	●	・ 適当と整理 (上記(3)②関連)
3 未諮問基幹統計確認において示された「今後の取組の方向性」への取組状況 ※ 統計委員会審議結果(平成27年3月)	①産業構造と統計調査の体系整備 ※木材流通統計調査(一般統計調査)と調査対象が重複することを踏まえ、報告者負担等を勘案した調査体系整備の検討を期待 ※木材流通統計調査は、木材流通構造調査(5年周期)及び木材価格統計調査(月別調査)から構成	●	・調査事項の面や調査設計の面から体系の見直しを行い、報告者負担の軽減等を図るなど「今後の取組の方向性」に沿った取組がなされていると整理 〔別紙5(8頁)参照〕 ・木材を広い概念で捉え、木材の消費・生産から流通・加工に至る一連の流れを捉える観点から、木材統計調査及び木材流通構造調査の関係・役割分担を含め、木材に関する調査体系の在り方について整理・検討することが必要との意見 〔参考資料(15~16頁)参照〕
	②作成方法の効率化等 ※オンライン利用率の向上のみならず、費用便益の勘案とともに、調査結果の精度の維持・向上させるような検討を期待	●	・オンライン利用率は徐々にではあるが向上している状況がみられ、また、当該利用率の向上による調査経費の縮減効果等も期待できる中、引き続き利用率向上に向けた更なる取組を計画しており、「今後の取組の方向性」に沿った取組がなされていると整理 〔別紙5(9~10頁)参照〕

(注) 部会は平成29年6月1日(木)に開催。答申案については、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行い、部会として議決予定

調査対象の範囲の変更について

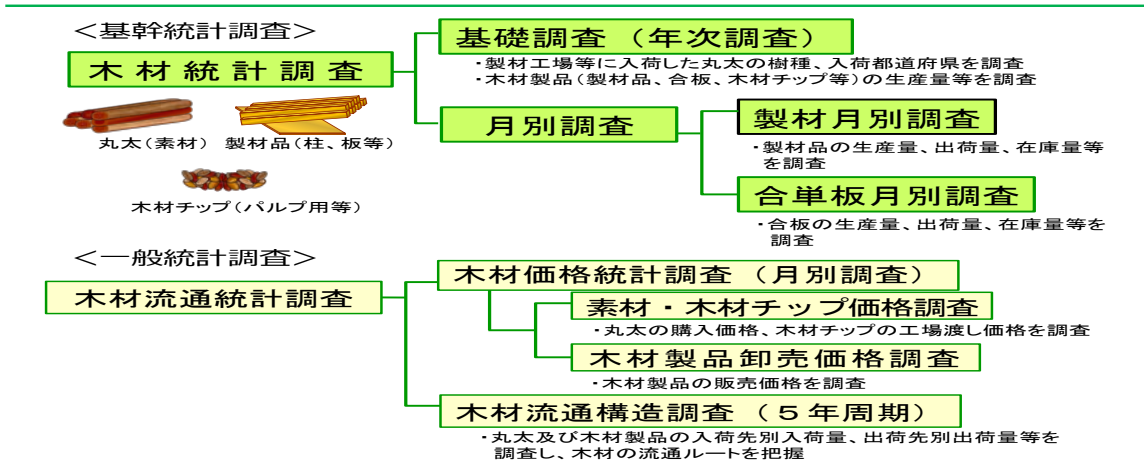
1 CLT、集成材及びLVLについては、以下のとおり。



- ・ CLT (Cross Laminated Timber) は、ラミナ (一定の寸法に加工された板) を並べて板を作り、その板を繊維方向が直交するように重ねて接着したパネル
- ・ 集成材は、ラミナを繊維方向が平行になるように接着したもの
- ・ LVL (Laminated Veneer Lumber) は、単板 (木材を薄く切削した板) を繊維方向が平行になるように重ねて接着したもの
- ・ LVLは現在調査対象となっている「合板製造業」に分類されるが、CLT及び集成材は調査対象となっていない「集成材製造業」に分類される。

2 農林水産省では、木材に関する統計調査として、基幹統計調査である木材統計調査と一般統計調査である木材流通統計調査を実施している。また、経済産業省では、工業統計調査において木材・木製品製造業関係の情報を把握している。

木材統計調査等の調査体系



<基幹統計調査>

工業統計調査(経済産業省所管)の概要

甲調査：従業者 30人以上の事業所 (約 65,000 事業所)

乙調査：従業者 4人以上 29人以下の事業所 (約 290,000 事業所)

調査事項：甲調査・乙調査共通事項

経営組織、資本金額、従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等

甲調査

有形固定資産、製造品在庫額等

※ 木材・木製品製造業(家具を除く)として、一般製材業、単板(ベニヤ)製造業、木材チップ製造業、合板製造業、集成材製造業等の状況について調査

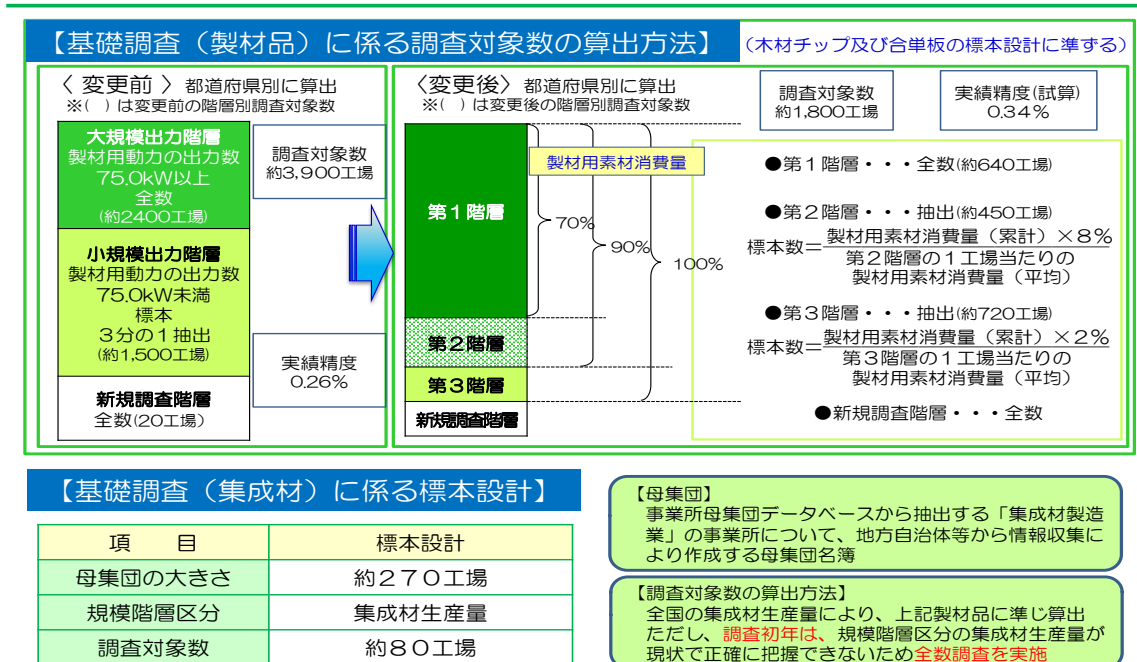
報告を求める者の変更

1 基礎調査における標本設計及び調査対象数の変更

- (1) 今回の見直しに当たっては、新たな政策ニーズに適切に対応するため、基礎調査の調査対象にCLT、集成材及びLVLを追加する一方で、農林水産統計を実施する体制は、地方統計職員の減少に直面しており、限られた統計リソースを効率的に活用するため、施策に及ぼす影響の少ない部分については、利活用状況を踏まえ、調査の簡素・効率化を図るものである。
- (2) 基礎調査における主な変更内容は、以下のとおりである。
- ① 製材品に係る標本設計について、従前の製材用動力の出力数による階層区分から、より直接的な木材取扱量の指標である 素材消費量による階層区分に変更 し、規模階層毎の調査対象数については、都道府県別に素材消費量の8割をカバーする調査対象数 とする。
 - ② CLT、集成材及びLVLについては、母集団情報を整備するとともに、このうち 集成材については、製材品の標本設計と同様、集成材生産量を指標として、全国の集成材生産量の概ね8割をカバーする調査対象数 とした標本調査（調査初年である平成29年調査は全数調査）として実施することとしている。また、CLT及びLVLについては、母集団工場数が約10~20工場と極めて少ないことから、全数調査として実施 することとしている。

なお、上記に係る標本設計の変更及び調査対象数の算出方法は、以下のイメージ図を参照

木材統計調査の標本設計の変更



- (3) 基礎調査の製材品に係る標本設計については、変更後の実績精度を試算すると0.34%であり、従前の0.26%に比べても概ね精度を維持していると考えることから、調査結果の利活用には当たっては問題ないものとする。

なお、集成材については、調査初年において推定の基礎となる母集団の集成材生産量を正確に把握するため、母集団の全数を調査対象として調査を実施することとしている。

2 製材月別調査における調査対象都道府県の重点化

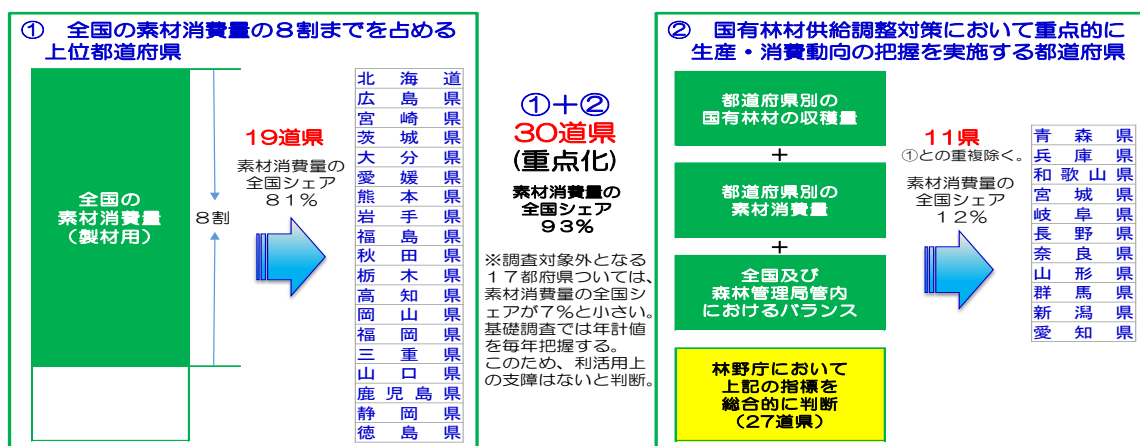
(1) 製材月別調査においては、木材取扱量（製材用素材消費量等）の少ない都道府県を除外しても施策における国有林材供給調整対策^(注)等の判断に及ばず影響も小さいことから、調査対象都道府県を重点化した調査対象数で必要不可欠なデータを効率的に調査していくこととしている。

(注) 国有林材供給調整対策とは、森林所有者、林業事業者、木材産業等の経営の安定化を図るため、国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、平成25年から実施しているものである。具体的な対策としては、原木不足が発生し価格が急騰した際に、国有林材の追加供給や立木販売時期の前倒し等を実施している。

(2) 調査対象都道府県の選定基準は、①「全国の素材消費量のおおむね8割までを占めるまでの上位都道府県（19道県）」及び国有林材の収穫量、製材用素材消費量と全国及び森林管理局管内におけるバランスを林野庁で総合的に判断し選定する、②「国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向を実施する都道府県（①との重複を除く11県）」と設定し、30道県（素材消費量の全国シェア93%）に重点化することとしている。

製材月別調査の調査対象都道府県の重点化

製材月別調査の調査対象都道府県を「全国の素材消費量の8割までを占める上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県」に重点化 ※ 現行：全47都道府県 ⇒ 30道県に重点化



(3) 今回、調査対象都道府県を30道県に重点化したとしても、製材用素材消費量の全国シェアは平成27年においては93%を占めることとなるほか、国有林材の収穫量においては、同じく全国シェアの96%を占めこととなることから、調査対象県を重点化しても全国の太宗を調査することとなり、また、基礎調査で年計値を毎年把握することからも、利活用上の問題はないと考える。

従業者数を把握する調査事項の削除

〔基礎調査票〕

- 1 本調査結果と工業統計調査結果における従業者数の比較は、下表のとおり。

製材業の従業者数において 本調査が工業統計調査に比べ多くなっているのは、工業統計調査では4人以上の事業所を調査対象としているものの、本調査ではほぼ全工場を対象（製材用動力が7.5Kw以下を除く。）に調査を実施しているためと考えられる。

合単板製造業の従業者数において 本調査が工業統計調査に比べ少なくなっているのは、本調査で 調査対象外としているLVL製造業や竹合板製造業等が工業統計調査では合単板製造業に含まれるためと考えられる。

また、木材チップ製造業の従業者数において 本調査が工業統計調査に比べ差があるのは、兼営工場のとらえ方に差があることに加え、木質バイオマスにおける燃料用チップについては本調査の対象外となっていることによるものと考えられる。

木材統計調査と工業統計調査の従業者数の推移

単位：人

分類	区分	平成17年	平成22年	平成26年	平成27年
製材業 の従業者数	木材統計調査	49,159	33,479	30,282	29,069
	工業統計調査	44,730	32,024	29,746	-
	差	-4,429	-1,455	-536	
合単板製造業 の従業者数	木材統計調査	11,877	8,024	6,987	6,957
	工業統計調査	14,975	11,141	9,529	-
	差	3,098	3,117	2,542	
木材チップ製造業 の従業者数	木材統計調査	3,889	2,851	2,853	2,803
	工業統計調査	2,948	3,117	3,069	-
	差	-941	266	216	

※ 平成27年の工業統計調査は、経済センサスー活動調査を実施するため、行われない。

なお、経済センサスー活動調査の調査結果については、平成29年5月以降順次公表予定。

- 2 これまで従業者数を把握することによって、従業者規模別工場数等から木材産業の構造変化を判断する資料の一部として活用していたが、近年は新型の高性能機械の導入等により、必ずしも従業者数の変化が木材構造の変化を的確に捉えているとは言いがたい状況等であることから、各種施策の検討上、従業員数の変化等に係る情報は必要であるものの、その重要度は低くなっているところ。

このため、本調査結果と工業統計調査結果に一部差異が見られるものの、今後は 工業統計調査結果により従業者数の経年変化が確認できれば、利活用の観点から支障等はないものと考えている。

「諮問第300号の答申 製材統計調査等の改正について」（平成17年8月5日付け総審議第8号）における課題への対応状況について

◆ 月別調査における公表期日の早期化について

- 1 平成17年8月の答申を踏まえ、平成18年1月分から木材統計調査の月別調査結果の公表期日を従前の調査対象月の翌月末から翌月の25日に前倒して公表したことにより、平成28年度では、下表のとおり、28年4月分、5月分、6月分、7月分、9月分、12月分及び29年2月分の7か月分については、月別調査に係る公表データが鉱工業指数（速報）の計算に間に合い、反映されているところである。

平成28年度木材統計（製材、合板月別調査）公表値の鉱工業指数への反映実績

区 分	公表日		鉱工業指数へ反映	データ提供日を1日早期化することでの反映の可否
	統計第1報	鉱工業指数（速報）		
平成28年 3月分	平成28年4月25日(月)	平成28年4月28日(木)		○
4月分	5月25日(水)	5月31日(火)	○	
5月分	6月24日(金)	6月30日(木)	○	
6月分	7月25日(月)	7月29日(金)	○	
7月分	8月25日(木)	8月31日(水)	○	
8月分	9月27日(火)	9月30日(金)		○
9月分	10月25日(火)	10月31日(月)	○	
10月分	11月25日(金)	11月30日(水)		○
11月分	12月26日(月)	12月28日(水)		※
12月分	平成29年1月25日(水)	平成29年1月31日(火)	○	
平成29年 1月分	2月24日(金)	2月28日(火)		※
2月分	3月24日(金)	3月31日(金)	○	

- 2 しかしながら、月別調査結果及び鉱工業指数（速報）の公表スケジュール等の関係から、計算に間に合わず反映されない月が一部あり、当該月については、同指数（速報）を所管する経済産業省において所要の推計が行われて対応がなされているところである。
- 3 このようなことを踏まえ、今後は、公表日の1営業日前に確定したデータの提供を行うことを基本とし、鉱工業指数（速報）への反映の拡大に努めることとする。
ただし、上記のようにデータ提供日を1日早期化することにより、平成28年3月分、8月分及び10月分のような場合における反映が可能となる一方で、今後も平成28年11月分及び29年1月分のように、両者の公表スケジュール等の関係で反映が難しい場合が想定される。
- 4 このため、当省としては、今後は、上記のデータ提供日の1日早期化に加え、公表データの継続的かつ安定的な提供が可能となるよう、実査スケジュール等の見直しを含め、同指数（速報）に反映できるデータの提供方法について検討する。
なお、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続き等については、十分に留意し適切に対応することとしたい。

未諮問基幹統計確認において示された「今後の取組の方向性」 への取組状況について

1 産業構造と統計調査の体系について

- (1) 木材統計調査は、素材の生産量や木材製品の生産出荷量といった国の森林・林業行政における林産物の供給及びその利用の実態を把握する重要な統計として、製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象に実施しているものである。また、木材流通統計調査は、木材の素材や主要な製品の価格や流通構造を把握するため、調査対象県を限定して製材工場や市場等に対して調査を行っているものである。(木材統計調査等の調査体系〔3頁〕を参照)

このような中で、木材統計調査と木材流通統計調査において、調査体系のあり方について検討を行ったが、両調査において、調査の対象県や精度に対する考え方が大きく異なることから、調査そのものを一体化することは困難と考え、今回の見直しにおいては、木材・森林に係る産業構造の変化や新たな政策ニーズに則した情報を得ることによる調査事項の面からの体系の見直しを図るとともに、標本設計・調査対象数の見直し・削減による調査設計の面からの体系の見直しを行うことによって、報告者負担の軽減を図ることに主眼をおいて検討を行ったところ。

- (2) 上記(1)の視点を踏まえた検討を行った結果、従来、木材流通統計調査で行っていた一部の品目について、基幹統計調査である木材統計調査に追加して実施するとともに、標本設計の見直しにより、調査対象数の大幅な削減を図ることとしたところである。

また、月別調査においては、全都道府県を調査するのではなく、調査対象県を絞って実施することにより、調査対象数を削減して調査を行うこととしたところである。

なお、木材統計調査のうちの基礎調査と木材流通統計調査のうちの木材流通構造調査については、今回、木材流通構造調査の調査項目の一部が木材統計調査に移行することから、報告者負担の軽減のため、今後、木材流通構造調査における調査票の見直しを検討するとともに、調査が重複する報告者には調査時期の統一化及び記入の仕方等を工夫した丁寧な対応を行い、一層の報告者の負担軽減を図ることを考えている。

- (3) 木材統計調査の基礎調査と月別調査の標本については、それぞれ必要最小限の調査対象数としていることから、それぞれの調査設計上、調査対象工場の重複はみられるものの、重複して調査を実施する対象工場へは、月別調査と基礎調査の関連性を十分説明し、記入ミス等のない効率的な調査が行えるよう配慮しているところである。

木材統計調査と木材流通統計調査における調査対象(工場等)の重複状況

区 分	木材統計調査			木材流通統計調査	
	基礎調査	製材月別調査	合単板月別調査	木材価格統計調査	木材流通構造調査
	年次調査 (4,088)	月別調査 (1,076)	月別調査 (80)	月別調査 (360)	5年周期調査 (2,750)
基礎調査 (4,088)		566	66	200	780
製材月別調査 (1,076)	566		0	107	224
合単板月別調査 (80)	66	0		6	53
木材価格統計調査 (360)	200	107	6		130
木材流通構造調査 (2,750)	780	224	53	130	

注:()内の数値は各調査の調査対象数。

2 作成方法の効率化等について

- (1) 木材統計調査における調査対象者は製材工場等の企業であり、パソコン等の利用やインターネット環境の整備が進んでいると考えられることから、オンライン報告を導入し、報告者負担の軽減を図るとともに、利便性の向上による回収率の維持・増加をもって正確な統計の作成につながるものとして、平成19年に政府オンラインシステムへの登録のための電子調査票を作成（作成費約120万円）し導入を図った。

当調査の調査方法は、基礎調査においては、オンライン、郵送又は統計調査員による調査票の配布・回収によるものとし、月別調査については、オンライン、郵送又はFAXによる配布及び回収による自計調査としている。郵送調査や調査員調査からオンライン調査に切り替えた場合、調査票の作成費や郵送費及び調査員手当の削減が図られ、試算によると1調査対象者の1報告当たりの削減額は、約600円程度と見込まれる。

このような中で、オンライン報告に関しては、初期の導入経費が必要であったものの、その後の維持管理費はほとんど必要としないことから、オンライン報告の利用率が向上すれば、毎年、経費の削減につながることとなる（現状で年間50万円程度）。このため、オンライン報告の利用率の向上を図るとともに、調査対象の報告負担の軽減による回収率の向上の観点から検討を行ったところ。

- (2) オンライン報告の利用状況（平成26年～28年）については、以下の表1のとおり。また、オンライン報告の利用状況について、製材工場における製材用動力の出力数別に整理したものは、以下の表2のとおり。

表1 オンライン報告の利用状況（平成26年～28年）

調査名	区分	平成26年	平成27年	平成28年
基礎調査	有効回収数	4,013	3,669	3,700
	うち、オンライン割合	58 1.4%	125 3.4%	110 3.0%
	有効回収率	14,983	13,932	11,305
月別調査	有効回収数	921	896	798
	うち、オンライン割合	6.1%	6.4%	7.1%

表2 オンライン報告（製材工場における製材用動力の出力数別の状況）

基礎調査（平成28年）

区分	製材用動力の出力数別のオンライン報告工場数						
	300kw以上	150～300	75～150	37.5～75	22.5～37.5	7.5～22.5kw未満	
オンライン回答件数	93	25	29	23	7	6	3
構成比(%)	100.0	26.9	31.2	24.7	7.5	6.5	3.2
区分	製材用動力の出力数別のオンライン報告工場における素材消費量						
	300kw以上	150～300	75～150	37.5～75	22.5～37.5	7.5～22.5kw未満	
オンライン回答素材消費量(千m ³)	622	442	113	61	5	1	0
構成比(%)	100.0	71.1	18.2	9.8	0.8	0.2	0.0

月別調査（平成29年4月分）

区分	製材用動力の出力数別のオンライン報告工場数						
	300kw以上	150～300	75～150	37.5～75	22.5～37.5	7.5～22.5kw未満	
オンライン回答件数	68	26	12	14	11	5	0
構成比(%)	100.0	38.2	17.6	20.6	16.2	7.4	0.0
区分	製材用動力の出力数別のオンライン報告工場における素材消費量						
	300kw以上	150～300	75～150	37.5～75	22.5～37.5	7.5～22.5kw未満	
オンライン回答素材消費量(千m ³)	178	165	8	4	1	1	0
構成比(%)	100.0	92.7	4.5	2.2	0.6	0.6	0.0

注：表1は製材事業者、合単板事業者、木材チップ事業者を対象とした結果であり、表2は製材事業者のみの結果であるため、オンラインによる回答件数は一致しない。

平成28年基礎調査において、オンラインで回答した製材工場は、大規模階層（75～150kw、150～300kw、300kw以上）では、93件のうち77件（83%）と太宗を占めている状況。また、オンラインで回答した製材工場を素材消費量でみた場合、大規模階層において、622千m³のうち616千m³（99%）となっており、より高いウェートを占めている。

なお、月別調査においても、同様な傾向である。

- (3) 平成 27～28 年において、各統計調査員が調査票の配布時にオンライン調査の説明を行う際、オンライン報告を利用しない理由を可能な限り聞き取ったところ、この主な理由等は以下のとおりである。

オンライン調査システムを利用しない主な理由（聞き取った工場数：2,125 工場）

- ・紙の調査票に記入することが面倒ではない（1,046 工場）
- ・インターネットを利用できる環境となっていない（328 工場）
- ・利用環境は整っているが、パソコンの使用に精通していない（298 工場）
- ・ID、パスワードの管理が面倒（271 工場）
- ・セキュリティ面に不安がある（145 工場）

また、これまでオンライン利用率の向上に向けて行ってきた方策と、聞き取り結果を踏まえた方策については、以下のとおりまとめている。

① 平成 26 年までに講じてきた方策

- ・郵送調査の調査票配布時に政府オンラインシステムのパンフレットを同封
- ・統計調査員がオンライン調査のメリットを説明
- ・オンライン調査を希望する工場に対してのみ、IDとパスワードを配布

② 平成 27 年～28 年に講じてきた方策

- ・オンライン報告の周知パンフレットを新たに作成し配布
- ・操作手順書の改良を行い、上記パンフレットとあわせ配布
- ・オンライン調査のための ID、パスワードを全調査対象工場へ配布
- ・統計調査員が調査対象工場に対しオンライン報告の操作方法を説明
- ・統計調査員が調査対象工場に対し オンライン報告の安全性、利便性等を周知

③ 平成 29 年以降に講ずる方策

- ・上記②で講じてきた方策を引き続き実施
- ・聞き取り結果を踏まえたオンライン利用率向上に向けた丁寧な説明を実施

なお、平成 29 年度以降については、オンライン報告の利用状況及びオンライン報告を利用していない理由を踏まえ、オンライン報告は、報告者及び調査実施者の双方にメリットがあることを丁寧に説明し、より効率的な調査を実施するために特に大規模階層の働きかけを強めることとともに、パソコンの使用に精通していない者に対しては、個別に指導を行う等により、オンライン利用率の向上に取り組んでまいりたい。

第67回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年6月1日（木）9:50～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【審議協力者】

樽見 正衛（鹿沼木工株式会社代表取締役）、森田 一行（一般社団法人全国木材組合連合会常務理事）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長、守屋統計管理官ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 木材統計調査の変更について

5 概 要

木材統計調査の変更（①調査対象の範囲、②報告を求める者、③報告を求める事項、④集計事項、⑤報告を求める期間及び調査結果の公表期日）について審議を行った結果、調査票における「外材」の表記を「輸入材」に変更することを前提として、適当と整理された。

また、前回答申における課題への対応状況及び未諮問基幹統計確認における指摘事項への対応状況については、おおむね適当とされたが、木材関連統計の体系的整備に向けて引き続き検討することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査対象の範囲の変更

- ・ 集成材を取り扱う企業の数としては、日本集成材工業協同組合の会員企業86社（工場）（JAS規格を取得）の他に、集成材に関してJAS規格を取得している64社の計約150社（工場）が存在すると承知している。これに対し、木材統計調査の母集団数が270社（工場）とあるのは、JAS規格を取得していない工場や小規模工

場などが含まれていることによるものと考えられる。

また、日本集成材工業協同組合が把握している集成材の消費量と木材流通構造調査（木材流通統計調査（農林水産省所管の一般統計調査）を構成する5年周期で実施する調査）で把握されている集成材の出荷量に差異が生じている原因は、組合のデータには、集成材を専業としていない工場の出荷量が含まれていないことなどによるものではないか。

- ・ 木材統計調査と工業統計調査のカバレッジの差は何か。
 - 工業統計調査は従業者数が4人以上の事業所を対象としているのに対し、木材統計調査は従業者数が4人未満の事業所も対象としていることによるものである。
- ・ 日本集成材工業協同組合の会員企業数や木材統計調査の対象事業所（工場）数は少ないことから、それぞれの名簿をマッチングして、業界団体作成の統計に計上されている工場、木材統計に計上されている工場、両方の統計に計上されている工場といった状況について把握できないか。
 - 日本集成材工業協同組合の名簿は入手可能と考えられるので、マッチングを行うことは可能と考える。
- ・ 日本集成材工業協同組合の会員企業名簿と木材統計調査の母集団名簿のマッチングが可能であれば、業界団体作成の統計と国が作成する公的統計との間で差異が生じている原因について、定量的な面からの比較・分析を行い、情報提供していただきたい。
- ・ 母集団数の270工場のうち、JAS規格を取得している工場が150であり、取得していない工場が120である。流通している集成材のうち、JAS規格製品がどのくらいあるのかといった観点からも情報提供していただければありがたい。

（2）報告を求める者の変更

- ・ 基礎調査の標本設計において、規模階層区分をこれまでの製材用動力の出力数による区分から製材用素材消費量による区分に変更するとしているが、製材用素材の出荷量としない理由は何か。また、規模階層区分を変更した場合の実績精度を試算しているが、この実績精度の考え方について教えてほしい。
 - 出荷量でなく、消費量を把握する方が木材全体の動向を把握する上で最も適していると考えているためである。また、実績精度については、推定値である素材消費量のばらつきの度合いや分散の観点から確認しているものである。
 - 仮に、出荷量で規模階層区分を行うことになると、原木である丸太が同じ工場内で二次加工、三次加工が行われている場合、出荷量や加工品が重複してカウントされてしまい、実態が分からなくなってしまう可能性がある。このため、最初の入口のところで消費している丸太の量（素材消費量）によって規模階層区分を行うことが適当でないかと考えている。
- ・ 素材消費量は製材用動力の出力数よりも変動が大きいことから、標本設計を行う

たびに調査対象工場が大幅に入れ替わる可能性も想定されるが、実務上、調査がやりにくくなるということはないのか。

→ 実務上、特段問題ないと考えている。一定程度の製材用出力数の設備を持っている工場でも生産量が少ないところも多いため、現行の階層区分を行った場合には、標本数を多く抽出することとなり、報告者負担及び調査コストが大きくなってしまう。このため、実際の素材消費量により規模階層分けを行った方が、より少ないコストで正確な結果が得られるものと考えている。

- ・ 対象とする素材消費量は年単位、月単位など、どの単位でみるのか。毎年、調査対象は変わるのか。

→ 前年度の素材消費量に係る情報によって規模階層分けを行う。母集団整備は毎年6月前後に行っており、その際に調査対象工場の見直しを行う。

- ・ 調査対象都道府県を重点化して30道県にするとのことであるが、対象の見直しは、どの程度の頻度で行うのか。

→ 「全国の素材消費量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県」及び「国有林材供給調整対策^(注)において重点的に生産・消費動向を実施する都道府県」の二つの指標によって対象都道府県を決めることとしている。このため、例えば、国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向を実施する都道府県が変われば、対象都道府県を替えることになる。

(注) 国有林材供給調整対策とは、森林所有者、林業事業者、木材産業等の経営の安定化を図るため、国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、平成25年から実施しているものである。具体的な対策としては、原木不足が発生し価格が急騰した際に、国有林材の追加供給や立木販売時期の前倒し等を実施している。

(3) 報告を求める事項の変更

- ・ 海外からの輸入木材について、調査票では「外材」と表記されているが、外材は日本特有の用語であり、国際的には「輸入木材」と称されているようであることから、「輸入材」に変更してはどうか。

→ 林業白書を確認したところ、以前は「外材」という用語が使われていたが、現在は「輸入材」に統一されていることもあり、「外材」の表記を「輸入材」に変更することとしたい

- ・ 木質バイオマスにおける燃料用チップ（木の残材又は製材工場等で発生する端材等を木片状に刻んだ木質チップ）については本調査の対象外としているが、別途調査しているのか。

→ 平成28年度から林野庁が実施している「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」（一般統計調査）において把握されているようである。

- ・ 報告者の立場から言えば、様々なところから調査・報告が求められている中で、前回の調査でどのように回答したのか、どの数字から転記したのかが分からなくなることがあるため、前回調査の回答数値を調査票に記載してもらえないか。

→ 調査によっては前年の回答数値を参考として調査票にプレプリントしている

ケースもあるが、本調査についてはシステム上の問題もあるため、今後検討することとしたい。

- 前年度のデータを調査票にプレプリントする場合、異なる報告者に誤って調査票が送付された際に調査票情報が漏れてしまうリスクがあるほか、安易に前回と同様の回答をされてしまうリスクもある。重要な問題提起があったものと受け止めていただき、引き続き報告者にとって回答しやすい調査となるよう工夫を重ねていただきたい。

(4) 集計事項の変更

- ・ 統計表における製材用動力の出力階層区分について、小規模の区分を集約化し、大規模の区分を細分化し、従来の6区分から4区分（75kw未満、75kw以上～300kw未満、300kw以上～1,000kw未満、1,000kw以上）に変更するという事は、木材製造業の大規模化が進んでいるということか。
 - 製材工場は家族経営から企業経営まで多岐に渡っているが、近年、家族経営の事業所の廃業が増えている。製材業界でも構造転換が進んでいることから、情勢に対応した形で、大規模層を重点的に表章したいと考えている。
- ・ 産業の構造転換に合わせて、より適切な統計表となるよう変更することは、変更計画の諮問等の段階でも必要であるが、統計表を固定させないで、今後とも産業の実態をよりよく表せる集計表となるよう、必要に応じて改良を図っていく必要があると考える。

(5) 報告を求める期間及び調査結果の公表期日の変更

- ・ 報告者の意識の問題によるのかもしれないが、基礎調査の調査票の報告期限を遅らせることに伴い、提出も遅くなってしまうことが懸念される。早く回収したいのであれば、むしろ報告期限を前倒しするという考えもあるのではないか。業界団体でも会員企業から報告してもらう際には、早めの報告期限を設けて依頼している場合が多い。
 - 報告者と良好な関係を築き、回収率を高めるためには、報告者の事情に合わせて報告期限を後ろ倒しにすることが必要と考えた。ただし、督促を従来どおり適切に行うことにより、従前の回収率を確保するよう努めたい。
 - 報告者が特段の理由もなく報告が遅れているのであれば、報告期限を後ろ倒した分だけ報告も遅れる状況が生じる可能性があるが、調査時期が確定申告に向けた書類整理等、報告者の業務多忙な時期とも重なる事情を踏まえた対応ということなので、やむを得ないものとする。

(6) 前回答申における課題への対応状況について

前回答申（平成17年8月の統計審議会答申）において課題として指摘された事項に対する調査実施者の対応状況については、以下のとおり整理された。

ア 月別調査における公表期日の早期化について

- 平成 17 年 8 月の答申を踏まえ、平成 18 年 1 月分から木材統計調査の月別調査結果の公表期日を従前の調査対象月の翌月末から翌月の 25 日に前倒しして公表したことにより、1 年間のうち 7 か月分については月別調査に係る公表データが鋳工業指数（速報）の計算に間に合い、反映されているところである。

このように、月別調査結果及び鋳工業指数（速報）の公表スケジュール等の関係から、計算に間に合わず反映されない月が一部あり、当該月については、同指数（速報）を所管する経済産業省において所要の推計が行われて対応がなされているところである。

このため、今後、調査実施者は、月別調査結果の鋳工業指数（速報）への反映の拡大に努めるべく、データ提供日の 1 日早期化に加え、公表データの継続的かつ安定的な提供が可能となるよう、実査スケジュール等の見直しを行うこととしているため、適当と整理された。

イ 集成材の把握について

- 今回調査から、本調査の基礎調査において、集成材のラミナ消費量、生産量及び在庫量を毎年把握することとしていることから、適当と整理された。

(7) 未諮問基幹統計確認審議における指摘事項への対応状況について

ア 産業構造と統計調査の体系について

- 本調査と木材流通構造調査を統合することについては、メリットよりデメリットの方が大きいとのことだが、具体的にどのようなことか。

→ 報告者数をみると、木材流通構造調査の方が少ない^(注)。両調査を統合するとした場合、5 年に 1 度、木材流通構造調査を実施する年は、基幹統計調査である木材統計調査の精度を確保するため、木材流通構造調査の報告者数を木材統計調査の報告者数に合わせて実施することとなるため、報告者負担が増加することから、デメリットが大きいと判断したところである。

(注) 製材工場、合単板工場、木材チップ工場等の報告者数について、現行の木材統計調査の基礎調査は約 4,900 工場であるが、木材流通構造調査は約 1,500 工場である。

- 木材統計調査と木材流通構造調査の調査事項に重複はないのか。
 - 木材統計調査では素材の入荷量や消費量、製材品の出荷量などを中心に把握する一方、木材流通構造調査では素材の入荷先別入荷量、製材品の出荷先別出荷量など流通構造を把握しており、調査内容面に違いがあるので、基本的に重複はないものと考えている。
- 木材統計調査と木材流通構造調査を分けて実施することについて合理性はあると思われる。しかし、林野庁が作成している木材需給表では木材をより広い概念で捉えており、例えば「しいたけ原木」が含まれている。しかし、木材統計調査の対象となっていない。現在の木材統計調査で把握している範囲は素材

や製材品の量ベースの情報に限られているため、同調査を基に作成される木材統計は、素材・製材品の消費・生産から流通・加工までの一連の流れを把握するものとなっていない。また、近年は燃料チップなど、木材が様々な用途として加工されたものの生産が進んできている状況もみられる。

このようなことを踏まえ、今後、木材統計調査や木材流通構造調査の両方を通じて、燃料チップなどを含め、木材を広い概念で捉えることとし、流通・加工までの流れを全体としてどう捉えるのかといった観点から調査体系の在り方を検討する必要があるのではないかと考えている。

- ・ 新統計法において、基幹統計とそれを作成する手段である基幹統計調査は概念上明確に区分されている中で、今後、木材統計調査の見直しだけではなく、木材関連統計そのものの充実を図ることも考えられるのではないかと考えている。つまり、木材関連統計の面における体系整備の観点から、木材統計と合わせて木材流通構造調査の結果を提供するなど、木材に関する情報提供の充実を図るということも必要ではないかと考えている。統計利用者の立場からみれば、様々なデータが一つの統計で分かるようになり、利便性が向上することにつながるため、そういった点も含めて検討していただきたい。

→ 木材に関する統計調査の最大の目的は森林・林業基本計画の策定に当たって基礎資料として利活用してもらうことだと考えている。同基本計画は5年ごとに見直しされているが、木材流通構造調査の実施時期が必ずしも基本計画の見直しのタイミングとは合っていないため、最新の情報を提供していないといった問題もある。政策実施部局にとって利用しやすい有用な統計情報を適時に提供することを念頭に、木材に関する統計情報の提供について考えていきたい。

- ・ 現在、木材については、その使い方や用途がかなり多様化しており、木材全体をどう捉えるかということが重要ではないかと認識している。そういったことを踏まえ、木材全体の実態を把握するため、いろいろと工夫していただければと考えている。

イ 作成方法の効率化等について

- ・ 日本集成材工業協同組合では、5、6年ほど前に組合のホームページからダウンロードして報告できるシステムを構築し、会員事業所に対し、組合への報告はオンラインを利用するよう会議等を通じて何回か周知・依頼したものの、利用事業所数は全体の1割程度にとどまっており、あまりオンライン利用は進まなかった。このため、現在ではFAXによる報告に切り替えて対応しているのが実情である。

→ オンライン報告については、報告者のメリットももちろんあるが、調査実施者側のメリットも大きいので、絶対にオンラインで報告するよう強く迫りにくいといった現実もあるのではないかと考えている。

オンライン報告を利用しない理由として「ID・パスワードの管理が面倒」を挙げており^(注)、これはオンライン報告の宿命でもあり、この部分についてはやむを得ないとも言える。

(注) 調査実施者が2,125工場を対象に、オンライン報告を利用しない理由について聞き取りを行った結果、①紙の調査票に記入することが面倒ではない：1,046工場、②インターネットを利用できる環境となっていない：328工場、③利用環境は整っているが、パソコンの使用に精通していない：298工場、④ID、パスワードの管理が面倒：271工場、⑤セキュリティ面に不安がある：145工場である。

6 その他

部会の結果については、6月27日(火)開催予定の統計委員会で報告することとされた。

また、本部会で変更内容については基本的に了承されたことから、今後、答申(案)を作成し部会所属委員が書面で確認した後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行い本部会における議決とした上で、7月に開催予定の統計委員会において報告することとされた。